消防

令和5年中の火災・救急・救助概況

◎火災概況

火災件数は16件で昨年より3件増加しています。種別ごとの火災件数は、建物火災10件、その他火災4件、車両火災2件となっています。

火災による負傷者は2人で、昨年と同じでした。

火災内訳（原因別）

内　容	件数
電気関係	5
こんろ	2
火遊び	2
放火	1
その他	5
不　明	1
合　計	16

◎救急概況

救急出場件数は5657件で、搬送人員は5146人です。昨年と比べて、出場件数は325件増加し、搬送人員で283人増加しました。

これは1日平均で約15件救急隊が出場した事になります。

救急車を呼ぼうか迷ったら、まず「救急安心センターおおさか」＃7119へ。

救急出場件数（事故種別）

内　容	件数
急　病	3,915
一般負傷	860
交通事故	393
転院搬送	294
その他	195
合　計	5,657

◎救助概況

救助出動件数は87件で、57人を救助しました。昨年と比較して出動件数は2件増加し、救助人員は11人増加しました。

救助出動件数（事故種別）

内　容	件数
建物など	27
交通事故	18
水難事故	5
火災救助	1
その他	36
合　計	87

春の火災予防運動

火災の発生を防止し、悲惨な死傷事故や貴重な財産の損失を防ぐため、3月1日～7日の期間「**火を消して　不安を消して　つなぐ未来**」を統一標語に、全国一斉に春の全国火災予防運動が実施されます。

火の取扱いには十分注意しましょう。

防火図画入賞者

【大阪府知事賞】
丸小野華月（第四中学校）

【（公財）大阪府消防協会会長賞】
松本心春（永寿小学校）

貝塚市火災予防協会は、昨年の秋に募集した防火図画（1343点）の中から、入賞作品を決定しました。

大阪府に提出した「小・中学校の部」特別賞5点の審査結果もあわせてご紹介します。（敬称略・順不同）

◆**大阪府入選**

【大阪府知事賞】
丸小野華月（四中）

【（公財）大阪府消防協会会長賞】
松本心春（永寿小）

◆**貝塚市入賞**

小・中学校の部

【特別賞】上木乃愛（西小）・福本栞渚（西小）・松本心春（永寿小）・泉本弥々（二中）・丸小野華月（四中）

【特選】田畑心都（東小）・境谷和香（西小）・宇賀陽寿（西小）・戸田音（西小）・竹田一惺（南小）・井上新太（北小）・郷上陽菜（津田小）・川﨑和春（葛城小）・青木大和（中央小）・西村侑隼（二色小）・堂脇陽葵（東山小）・山本斗真（二中）・今西ひとみ（二中）・服部万緒理（四中）・吉川穂乃花（四中）

幼年消防クラブの部

【特別賞】中筋義一（木島幼稚園）

【特選】福山隼士（カトリック幼稚園）・川瀬彩音（こぎ幼稚園）・真利佑一（二色幼稚園）・森本凛太郎（中央幼稚園）

防火図画列車の運行

水間鉄道の列車内に、防火図画の入賞作品25点を展示します。

なお、展示列車は、点検などのため運行しない日もありますので、運行状況は、水間観音駅（☎072・447・0465）へお問合せください。

期間　3月1日（金）～15日（金）

問合せ先　消防本部☎072・422・0119

警察

2月1日～3月18日　サイバーセキュリティ月間

インターネットを安全に利用するために対策を見直しましょう。

◆**基本対策の3カ条**

◎メールに添付されたアドレスはタップしない

◎ネットで、安易に個人情報を入力しない

◎ID・パスワードを使い回さない

詳しくは、大阪府警察ホームページ「サイバー犯罪対策」をご覧ください。

問合せ先　大阪府警察本部サイバーセキュリティ対策課☎06－6943－1234

保険・年金

国民年金保険料

◆クレジットカードや口座振替納付が便利です

事前に申込みすると、保険料の納め忘れがありません。また、まとめて前払い（前納）すると保険料が割引されおトクです。

2年前納、1年前納、6カ月前納上期（4～9月分）は2月末まで、6カ月前納下期（10月～翌年3月分）は8月末までにお申込みください。

なお、3月以降は、年度途中からの前納申込が可能です（6カ月前納上期を除く）。

申込・問合せ先　貝塚年金事務所☎072・431・1122

◆確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です

令和5年1～12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が令和5年の所得から控除されます。この控除を受けるには「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」などの添付が必要です。

日本年金機構から11月上旬に控除証明書を送付していますが、10月3日以降に初めて保険料を納付したかたには2月上旬に送付します。

問合せ先　ねんきん加入者ダイヤル☎0570・003・004、貝塚年金事務所☎072・431・1122

高額医療・高額介護合算療養費の支給申請書を送付します

国民健康保険・後期高齢者医療保険において、医療保険ごとに世帯内の加入者全員が1年間（令和4年8月1日～5年7月31日）に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額合計が基準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

対象者には3月頃に申請書を郵送しますので、必要事項を記入の上、申請してください。

申請・問合せ先　保険年金課☎072・433・7273、大阪府後期高齢者医療広域連合☎06・4790・2031

柔道整復師・はり・きゅう・あんまなどの正しいかかり方

保険が使える場合と使えない場合があります。

保険が使えない場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。

●柔道整復

使える場合　外傷性の骨折・脱臼・打撲やねんざなど

※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

使えない場合　単なる肩こりや筋肉疲労など

●はり・きゅう・あんま　マッサージ

いずれも、医師の同意書または診断書の提出が条件です。

使える場合　①はり・きゅう　神経痛・五十肩・リウマチ・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患など

②あんまマッサージ　関節拘縮・筋麻痺など

使えない場合　医師の同意書がない・単に疲労回復や慰安などを目的としたもの・保険医療機関で同一疾患の治療（はり・きゅう）を受けている場合

問合せ先　保険年金課☎072・433・7273、大阪府後期高齢者医療広域連合☎06・4790・2031

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の夜間相談

日時　2月27日（火）午後5時30分～8時

内容　国民健康保険の加入・脱退の届出、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談など

場所・問合せ先　保険年金課☎072・433・7270／7271

広告

広告